

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公表番号】特表2020-520963(P2020-520963A)

【公表日】令和2年7月16日(2020.7.16)

【年通号数】公開・登録公報2020-028

【出願番号】特願2019-564822(P2019-564822)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/437	(2006.01)
A 6 1 K	31/343	(2006.01)
A 6 1 K	31/4525	(2006.01)
A 6 1 K	31/15	(2006.01)
A 6 1 K	31/166	(2006.01)
A 6 1 K	31/381	(2006.01)
A 6 1 K	31/5375	(2006.01)
A 6 1 K	31/137	(2006.01)
A 6 1 P	25/24	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/437
A 6 1 K	31/343
A 6 1 K	31/4525
A 6 1 K	31/15
A 6 1 K	31/166
A 6 1 K	31/381
A 6 1 K	31/5375
A 6 1 K	31/137
A 6 1 P	25/24

【手続補正書】

【提出日】令和3年5月21日(2021.5.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

約1mg～約30mgのガボキサドールまたはその薬学的に許容される塩を含む、分娩後うつを処置するための医薬組成物。

【請求項2】

約10mgのガボキサドールまたはその薬学的に許容される塩を含む、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

約15mgのガボキサドールまたはその薬学的に許容される塩を含む、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項4】

約20mgのガボキサドールまたはその薬学的に許容される塩を含む、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項5】

医薬組成物の投与後 6 時間の患者のインビボ血漿プロファイルが 50 % を超えて減少するものである、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

医薬組成物の投与後 6 時間の患者の AUC<sub>6 - 12</sub> が投与された用量の 75 % 未満である、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 7】

投与後 6 時間を超える患者における改善を提供する、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

投与後 8 時間を超える患者における改善を提供する、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

投与後少なくとも 12 時間患者における改善を提供する、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

投与後 12 時間を超える患者における改善を提供する、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

悲しみ、嗜眠、抑うつ気分、不安感、全てまたはほとんど全ての活動における関心低下、体重増加または体重減少をもたらす食欲の顕著な増加または減少、不眠症、易怒性、疲労、無価値感、無力感、集中力欠如および死または自殺について繰り返し考えることからなる群から選択される症状の頻度の低減を提供する、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

1 日 1 回、1 日 2 回、1 日 3 回または隔日投与される、請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の医薬組成物。